

第15回 しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会 会議録

- 1 日 時 平成28年8月25日(木) 午後6時30分から午後8時40分まで
- 2 場 所 浦和コミュニティセンター 第14集会室
- 3 出席者 <委員>
源 由理子委員長、長野 基委員長職務代理者、鶴沢 勇委員、
内田 雅巳委員、江渕 多都子委員、岡田 晴美委員、金友 清三委員、
坂根 伸江委員、中村 正樹委員、藤枝 陽子委員

<事業所管課>
労働政策課：國谷課長、棚澤主査、片上主事
こころの健康センター：岡崎所長、星野所長補佐
青少年育成課：岸課長

<事務局職員>
都市戦略本部：濱里総合政策監
都市経営戦略部：中野参事、塚本主幹、石田主査、盛月主査
行財政改革推進部：真々田部長、溝参事、大砂主幹、吉田主査、
宮澤主査
- 4 議 題 重点審議事業の審議について
- 5 公開又は非公開の別 公開
- 6 傍聴者の数 0人
- 7 審議した内容 別紙のとおり
- 8 問合せ先 都市戦略本部 都市経営戦略部
電話 048-829-1035
FAX 048-829-1997
E-mail: toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

「しあわせ倍増・行革推進プラン」

市民評価委員会

平成28年8月25日（木）

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
行財政改革推進部

午後6時30分 開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので開会させていただきます。

皆様、本日もお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。これより第15回しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日、大内委員、島田委員、鈴木委員、田矢委員、吉田委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、議事録作成のため録音をさせていただきます。

それでは早速、本日の議事でございますが、しあわせ倍増プランの中から、重点審議事業として「8 地域若者サポートステーションの設置」と「9 ひきこもり支援の拡充」を、また、関連事業として「6 青少年の居場所事業（さいたま市若者自立支援ルーム）」、「7 若者ユースアドバイザーの養成」となります。

では、議事につきましては、源委員長、進行よろしくをお願いいたします。

○源委員長

皆さんこんにちは。第15回しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会を始めたいと思います。

いつもとレイアウトを少しだけ変えさせていただきました。今回から担当課の皆様と一緒に、今までも一緒にやってきたんですけれども、より一緒にやっていくという、そういう場づくりのために、このような形にさせていただきました。担当課の皆さんもどうぞよろしくをお願いいたします。

御案内かと思いますが、こちらの委員会の評価のやり方は、私ども評価委員が皆様を評価するというやり方というよりも、参加型で皆でともに振り返りを行うことによって、次の事業の改善に繋げていくような評価をしようということで、昨年度からやってまいりました。皆様、御担当されている中でいろいろとお感じになっている課題であるとか、やられている工夫であるとか、そういったものも伺いながら、私ども委員の市民の目線といますか、そういったものも入れつつ評価をする。評価というのは、私は成績表だとは思っていません。評価をすることによって、事業の価値を引き出すというふうに思っておりますので、ぜひ一緒に作業をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、本日の重点審議事業、先ほど御紹介がありましたように2つございます。また、同じようなアウトカムを共有するという意味において、関連事業をもう2つ。しあわせ倍増プランの分野「2 若者のしあわせ倍増」に含まれる4つの事業が全て重点審議事業もしくは関連事業として、本日皆さんと一緒に考えていくものになります。

最初に担当課から、これらの事業に関しまして御説明をいただきたいと思います。御説明をいただいた後で、私ども資料に目を通させていただいても、わからないことがたくさんありますので、まずは少し質問の時間を設けさせていただきまして、その後に評価に関する意見交換をしてみたいと思っております。

それでは最初に「8 地域若者サポートステーションの設置」、こちらの事業の説明をよろしくをお願いします。

○労働政策課長

皆様こんばんは。労働政策課の國谷と申します。よろしくお願いたします。

それでは、地域若者サポートステーションの設置について御説明をいたします。お手元の資料1、重点審議調書を御覧いただけますでしょうか。

今回御説明するしあわせ倍増プランにおける「8 地域若者サポートステーションの設置」につきましては、地域若者サポートステーション事業、民間就職情報サイト活用型採用支援事業及び若年者就職支援事業の計3事業を当課で実施している若年者への就労支援と位置づけております。

平成27年度の達成状況といたしまして、各種若年者就業支援を実施し、145名の就職等進路決定者数を達成いたしました。事業毎内訳は、そちらにも書かせていただいておりますとおり、1つ目が地域若者サポートステーション事業として109名、民間就職情報サイト活用型採用支援事業で19名、若年者就職支援事業として17名となっております。

各事業内の達成方法、手段につきましては、お手元に資料1参考というものがあると思いますが、そちらを御覧いただけますでしょうか。まず、背景から御説明させていただきます。

さいたま市内には平成22年度国勢調査から算出いたしますと、ニートと呼ばれる若年無業者、これは15歳から39歳までになりますが、平成17年度時点より減少しているものの、中年無業者、これは40歳から49歳までになりますが、その割合が増加しており、無業状態の長期化が懸念されております。

ここで一つ御説明なんです、平成27年に国勢調査をやったんじゃないかとお感じになられる方がいると思うんですが、平成27年度の国勢調査の就労というか、部分の数値は来年の春に発表になりますので、平成17年と平成22年の比較になります。御了承いただければと思います。

経済情勢は回復の兆しがございしますが、大学等卒業すれば社会人として経済的に自立できると考えられていた一連の流れが、リーマンショック以降なかなか難しい状態になっております。また、聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、七五三現象と言われる就職してから3年以内に最初に勤めた会社をやめてしまう割合が中卒者で7割、高卒者で5割、大卒者で3割あるという、せっかく就職してもすぐ辞めてしまうといった問題も生じております。

こうした背景から、若年者への就労支援は最重要課題であり、将来を担う若年者の安定就労に向けた支援及び人材不足に悩む市内企業の人材確保支援を図る必要があると考えております。

若年者への就労支援でございますが、さいたま市の若年者就労支援のイメージといたしましては、資料1参考の下の図というか、段階的に書かれているものを見ていただくとわかりやすいと思います。さいたま市では平成26年3月に本市の雇用対策の充実強化を図ることを目的に、さいたま市雇用対策推進計画を策定し、若年者の就労支援を最重要課題ととらえ、さまざまな若年者の就労意欲、状態の段階に合わせた支援体制を行っております。

具体的には、若年者の状態を図の下の方から、ひきこもり状態、それから次に、ひきこもり状態から回復傾向にある若年者、そしてその次に、意欲はあるけれども方法がわからない若年者、そしてみずから就職活動が行える若年者、そして最終的には、就職した若年者の5段階に分け支援を行っております。

今回、御説明する3事業は、下から3番目の「意欲があるが、方法がわからない若年者」の支援として、地域若者サポートステーション事業と連携した若年者職業的自立支援事業、またみずから就職活動が行える若年者として、民間就職情報サイト活用型採用支援事業、就業体験等事業である若年者就職支援事業に位置づけられております。

事業内容でございますが、具体的に御説明させていただきます。こちらの資料の次ページを御覧いただけますでしょうか。先ほども申し上げましたように、3事業に分けて私も労働政策課が取り組んでおります。

まず1つ目の民間就職サイト活動型採用支援事業でございますが、若年求職者が主とし

て利用する就職情報サイトを活用し、市内中小企業と新規学卒者等のマッチング促進を図るものでございます。このサイトの中で、さいたま市で働こうというテーマにさいたま市特集を掲載し、各企業ページでは、求人情報のほか、各企業の特色や魅力等についても発信を行っております。

また、掲載企業に対しまして、採用活動全般にわたるノウハウの取得のための採用担当者等に向けた集合研修も行っております。

続きまして、若年者就職支援事業でございますが、安定就労につけずにいる若年者を支援するため、ビジネスマナー等の基礎的な研修OFF-JTと、市内企業等での就業体験OJTを組み合わせた就労支援を行い、若年人材を求める企業とマッチング機会を提供し、若年者の安定就労を図るとともに、市内企業の人材確保及び市内就労の促進を図るものでございます。具体的には、イメージ図のとおり、就職に向けてきめ細やかな支援を3ステップを踏んで進行しております。

また、工夫した点といたしまして、社会情勢等を鑑みまして支援対象者を求職者のみならず、非正規などの安定した仕事につけずにいる者にも広げました。また、さいたま市リーディングエッジ企業、さいたま市CSRチャレンジ企業及びさいたま市の誘致活動により市内に誘致した企業にも広く周知し、支援対象者への実習受け入れを促しました。

平成28年度、今年度につきましては、当市は非正規の若年者の転職希望率が高く、不本意な形で非正規を続けている者が多いという傾向が出ておりますことから、支援対象者を35歳未満まで広げて支援しております。

続きまして、若年者職業的自立支援事業でございますが、これが今回のお題になっております地域若者サポートステーションさいたまの部分になるんですけども、こちらは厚生労働省が実施している地域若者サポートステーションさいたまの実施団体と連携し、就労に向けた支援を強化するために、働く意欲がありながら就職に結びつけない若年者に対して就労に向け必要な技能を習得させるための講座等を実施するものでございます。

具体的には、臨床心理士等を配置し心理相談の実施、セミナー、保護者向けのセミナーの実施、就業・就農体験等を実施するものでございます。

また、工夫した点といたしましては、サポートステーションの認知度を上げ、就職者等の進路決定者を増加させるため、市でチラシ等を作成し配布しているところでございます。

私からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○源委員長

では、続きまして「9 ひきこもり支援の拡充」、よろしくお願ひします。

○こころの健康センター所長

さいたま市こころの健康センター所長の岡崎と申します。よろしくお願ひいたします。リレートサポーター訪問等事業について御説明させていただきます。

まず、重点審議調書は資料2というふうにご覧いただけますが、その真ん中ぐらゐのところ、リレートサポーター訪問等事業という説明資料がございますので、こちらから御覧いただいた方がわかりやすいと思ひます。

私ども平成25年1月よりひきこもり相談センターを開設してござりまして、その中でさまざまなひきこもりの方たちへの相談事業、支援事業をござりしております。

このリレートサポーター訪問等事業は、平成26年度からリレートサポーターの養成、27年度から訪問等事業を開始してござりしております。リレートサポーターのリレートというのは、リレーションというふうな意味の「繋げる」というふうな意味からの造語と申ひますが、私どもで使っている愛称というふうな感じでございます。

目的と申ひましては、社会参加に向けてひきこもり本人及び家族を支援するということでございます。対象と申ひましては、私どもこころの健康センターで継続相談されてござり、訪問に対して利用について希望してござりいらっしゃる方になってござりおります。

支援の内容と申ひましては、月1回から2回の訪問などとなっております。「訪問など」というのは、実際御本人の自宅に行きまして、御本人とのコミュニケーション、雑談したりゲームなどをして一緒にござり過ごす。それから場合によっては学習の支援をさせていただきます。それから、家にいるだけではなくて、外出同行と申ひまして、先ほどのお話にもござり申ひしたようなさまざまなひきこもりの支援をござりしているようなところに、居場所ですとか、就労支援などに同行して行くというふうなこともござりしております。また、ひきこもりの御本人に会えない場合にも、御家族の話の傾聴も訪問事業の中に入れてござりしている場合がございます。

サポーターに関しましては、リレートサポーター養成研修を受講してござりまして、こちらの方は年に1回2日間、いろいろなひきこもりの支援の方法について、また倫理と申ひますか、問題が生じないようにというふうなことで、さまざまな面から講義を行ひましてサポーターを養成してござりしております。そして登録した方をさいたま市の非常勤職員として、市長が委嘱する形としてござりしております。報酬は、1回訪問していただくと5,000円、交通費、所得税を含んだ形で出しております。担当者数は、サポーター1人につき1人から2人程度という形になってござりしております。派遣の目標と申ひまして、平成27年度50回、平成28年度100

回という目標を設定してございます。

下の方に図がございます。左にひきこもり、あるいは不登校の本人、家族がいらっしゃるしまして、右側に私どもさいたま市ひきこもり相談センター、こころの健康センター内に設置してございますので一緒なんです、そちらがございまして、その真ん中にリレートサポーターを置いた形でリレートサポーターの方に訪問に行っていただくという図式してございます。

次のページを見ていただきますと、実績といたしまして、平成27年度、昨年50回の目標でしたが、利用に関しては71回ということで、回数を上回っております。今年度は100回という目標に向かっていくんですけども、6月末の段階では23回の実績となっております。

対象者としましては、実際に10人のひきこもりの方を対象としておりまして、内訳は男性6人、女性4人ということで、あと見ていただきますと10代後半が40%、20代前半が40%、10代前半が10%、30代10%ということで、比較的ひきこもりの訪問事業をやって派遣している方は若い方が多い。全体的な統計の数字、細かいものは持ってこなかったんですけど、実際上は30代ですとか40代のひきこもりの方もいらっしゃるんですけど、この訪問事業を利用していらっしゃる方は比較的若い方、まあ、柔軟性があるといえますか、そういうひきこもりが長くなりますと、どうしても人とのコミュニケーションが難しくなってくるという面もありまして、それはまた大きな課題なんですけれども、この利用に関しましては、そういう若い方が多い傾向があるというふうに思っております。

派遣内容については、御本人への訪問6件、それから外出支援が3件、家族への訪問が1件、それから私どもこころの健康センターでひきこもりの最初のステップといいますか、なかなか就労とか外出までいかない方でも、とりあえずどこか外に出て行きたい。人と一緒に、例えば何かお菓子づくりをしたいとか、ゲームをしたりとか、話し合いをしたりとか、本当の最初の一步というところでグループを行っておりますが、そのときにグループに訪問、サポーターの方に来ていただきまして、一緒に過ごしていただくというようなやり方もとってございます。

派遣開始時の御本人のひきこもりの状態に関しては、家から出ず家族との会話もない方、この方に関しましては、御家族の派遣ということにとどまっております。

それから、家から出ないが家族との会話がある方が4人、家族と一緒に近くへ外出できる、時々一人で近くへ外出できる、たびたび一人で外出できるという方。まあ、家から

出ないで家族との会話がある方などに御家庭に行ってお話をするというようなことが一番の想定になっておりますが、さまざまなひきこもりの段階、状態がございますので、それに応じて派遣を行っております。

次のページをめくっていただきますと、サポーター登録中の方が仕事を持っていたり、学生であったりということもありまして、なかなか行っていただく形にならないんですが、15名中11名が1回以上の活動ということで動いてくださっています。

また、支援体制のバックアップもきちんとしようということがございまして、毎回サポーターの方に訪問していただいた後に、こころの健康センターに来ていただきまして、そのときの、大体過ごすのは1時間ぐらいの時間を御家庭で過ごしていただくというのが目安なんですが、そのときどんな様子でしたか、どんなことがありましたかというような報告や相談を受けて、助言を行っております。

それから年に2回、サポーターの方たちを集めてフォローアップ研修ということで、それぞれの活動を報告していただく場も持っております。

課題としまして、昨年10人のサポーター養成が6人しか集まらなかったということで、その対象者や募集方法も少し見直してやらなければいけないのではないかとということと、サポート体制ですとか、利用者とのマッチングといいますのは、どういう年代、どういう性別でどういう方が合っているかどうかというようなことも、これもなかなか微妙なところがありますので、このあたりも十分検討していかなければならない。

それから、ひきこもっている段階に応じたタイミングや効果的な支援などに関しても検討しております。

養成、研修についてはこんなことをやっているということで、昨年の例について下に表がございます。これは今年ですね。昨年と同じような状況です。

以上でございます。

○源委員長

ありがとうございました。では、続きまして、関連事業の方の御説明をお願いしたいと思います。

○青少年育成課長

それでは、関連事業の「6 青少年の居場所事業（さいたま市若者自立支援ルーム）」について御説明させていただきます。

若者自立支援ルームにつきましては、ひきこもりや不登校、いわゆる社会生活を営む上

で困難を有する市内在住の30代までの子ども、若者を対象とした事業でございます。

以後ルームと言わせていただきますけれども、こちらのルームは、個人の状況に合わせてさまざまな自立支援プログラムを段階的に実施することで、最終的には就労、就学、あるいは復学、そういった形で自立が円滑に果たせるように支援を行うことを目的とした事業です。

近年、こういった若者に対する支援体制としまして、相談窓口などの入り口支援といったものや、先ほどの地域若者サポートステーション事業のようないわゆる就労支援、そういったものが充実してきているところでもありますけれども、その間の中間支援と言われるものはございません。実際には、家から出ることが非常に難しい方が多い。そういった方をいきなり引っ張り出してきても、なかなか働くのは難しいですので、社会の環境に慣れるための環境が必要になるということで、いわゆる中間支援というものが非常に求められている状況です。

中間支援がないことで、せっかくある程度社会に円滑に対応できるような状態になっても、長くいられることができずに、出口支援まで行かないといった方が多いということで、中間支援の充実が求められております。

まず、具体的なこの事業になりますけれども、場所につきましては、大宮区桜木町、場所はソニックシティの北側のエリアにそういった施設がございます。こちらでは利用者の状況に合わせて、さまざまな自立支援のプログラムを実施しております。特に、地域の自治会などと連携して、自治会活動などに参加していくことも行っております。

主に、自立支援のプログラムとしましては、3段階に設定しておりまして、第1段階としましては、まずその場所に通って来ること、家から出て来ること、それを目標としております。

ある程度慣れてきますと、次はそこで何か活動する。活力がない子が多いものですから、例えば絵画をやるとか、料理を作るとか、そういった活動をそこでする。そして、ある程度活力を持ってもらいます。

最終的には、先ほどの地域若者サポートステーションがありますけれども、就労支援へ繋いでいく。また、若年層については当然学校へ、就学という形でこの事業は進められております。

あとは対象者、ルームの利用者は平成28年3月31日現在で159人おります。この事業自体は平成25年8月のスタートですが、通算で今までに38人がそこから巣立っていったとい

うのでしょうか。ここで言うところの自立したという状況にあります。

利用者、登録者が159人になりまして、このしあわせ倍増プラン上は延べ利用者という表現を使っておりますけれども、延べ利用者で申し上げますと平成25年が8月から開設ということで1,615人、平成26年が、ここからは通年になりますけれども4,265人、昨年度平成27年が7,115人、人数も大分増えてきている状況でございます。こちらの事業につきましては、以上でございます。

続きまして、関連事業の2つ目「7 若者ユースアドバイザーの養成」になります。お手元には実際に講座で使用した資料を配布しております。こちらは内閣府で提唱されている事業です。内容といたしましては、さまざまな要因を持って社会に出られない若者、そういった者を支援するために、関連団体との連携が必要であろうと。そうした中で、何か養成すべきものがあるのではないかとということで、作られております。

若者の支援するためには、研究や養成プログラムを定型化して、必要な若者に、必要なサービスを提供しなければならない。そういうことでこういった養成講座が必要ではないかと国では考えているようです。

この講座ができるに当たっての経緯は、こういった国の内閣府の手順に基づいて動いているということになりますが、内容的には法律に基づいております、子ども・若者育成支援推進法、そういったものの中にユースアドバイザーを養成するということで、努力目標が課せられております。

ユースアドバイザーになれる方、対象につきましては、公的な機関であったり、あるいは民間の団体で市内在住・在勤の子ども・若者を対象とした相談支援にかかわっている方としております。

具体的に申し上げますと、市役所の職員であったり、社会福祉法人であったり、先ほど申し上げましたNPO法人さんといった方々にユースアドバイザーになっていただくというような形になっております。

養成に当たっての講座の中身になりますけれども、2段階というか2講座というんでしょうか、スキルアップ研修と呼ばれるものとブラッシュアップ研修と呼ばれるものと分けておまして、スキルアップ研修につきましては基礎講座、ブラッシュアップ研修につきましては、応用編と2段階で行っております。

スキルアップにつきましては基礎編ですので、若者の相談支援に携わっている方に参加をしていただいております。

ブラッシュアップ研修につきましては、応用編ですので、そういった事務に2年以上従事している方を対象に行っております。

昨年度の実績になりますけれども、スキルアップ研修の基礎編につきましては、24人ですね。応用編につきましては20人、そういった形で養成を行っております。

主な参加者ですと、市役所で行きますと支援課であったり、福祉課、そういった職員の方をお願いしております。あとは児童センターの職員であったり、NPO法人、そういった方をお願いしております。

説明は以上でございます。

○源委員長

はい、ありがとうございました。4事業の御説明をいただきました。

重点審議は2つでございますが、お話を伺っていくことでいろいろ関連もあるということがよくわかりました。これらに共通するアウトカムと申しますか、こういうことをやることでどんな効果を目指しているんだろうというところにつきましては、こちらの黄色のプランの方にも書かれております。皆さんから御質問がかなりあると思うんですが、その前にこの4つがどんな関係になっているんだろうかと、お話を伺いながら書いてみたものを、これでよろしいかどうかは担当課の方にお伺いしないといけないんですけれども、多分4つの共通するのは「自立」という言葉ですね。もちろんひきこもりの場合、何をもって自立とするかというのは議論があると思うんですけれども、その場合、例えば仮に、サポートセンターさんは職業的な自立というものが一つあるのかなと。

それから、ひきこもりの支援、こちらは「社会参加」という言葉が使われていて、もちろん社会参加といってもいろんな方がおられるので、いろんな段階があるということをお先ほど岡崎さんから御説明があったとおりでございますけれども、自立の中身の一つとして、この捉え方ができる。

それから、先ほど岸さんからのお話は、もちろんこっちにも全部係わるんですが、復学という話もございましたですね。なので、復学というのもアウトカム、自立の一つとして置いてみました。

そのときに、それぞれの事業が自立に向かってというのに非常に関係しているというのは、今のお話でわかりました。担当課は違いますけれども、本当に連携してやられている、やる事業なんだなということを思います。

社会参加に関しては、ひきこもり支援という言葉がもしかしたら、すぐに職業、こちら

には行かないというのがあると思いますし、サポートステーションに関しては、職業的自立というのが一番まずは目指すところだと感じました。

それから、居場所というところは、まさに「中間支援」という言葉が使われていて、これらが起きるプロセス、あるいはどちらかでも、横でもいいんですけども、全てのプロセスに係わってくる中間支援、それからユースアドバイザーは今のお話を聞くと、まさにこれも中間支援の一つという捉え方でいいんですかね。

○青少年育成課長

取り次ぎをする職員を養成するという。

○源委員長

そういう人材ですよ。なので、中間支援にはもちろん人材も必要なわけですから、その人材の一つのユースアドバイザーをその行政とは関連機関との連携というふうなことだとおっしゃったので、中間支援の人材としてとらえることができるかなと、こんなふうな、これはざくっとした理解でございますけれども、これまでの説明はこのような関係性でよろしいでしょうか。

その中で今、御説明を伺ったんですけれども、事実確認の御質問が委員の皆さんからあると思いますので、少しだけ時間をとって伺ってみたいと思います。いかがですか。

○内田委員

教えていただきたいんですけれども、最終的なアウトカムとすれば、要はニートを減らそう、ひきこもりを減らそうということになるわけですよ。

○労働政策課長

もっと言ってしまうと、将来生活保護になるリスクの未然防止ですとか、行政的に言わせていただくと、そういうのですとか、今の高齢社会、少子化の中で、我が国の将来を支える人材を、確固たる人材を確保するということが就職していただくという大きな目的もございます。

○内田委員

そのベースとなる数字なんですけれども、まずニートの数字で、平成17年、平成22年の数字を出していただいているんですけれども、これを4,278人と、国勢調査によってニートだというのがわかるんですか。

○労働政策課長

皆さんも御存じのとおり、その時点で仕事についていなかった、収入を得る仕事につい

ていなかったとか、そんなような項目があると思うんですね。そうすると、ニートとかそれに近いようなものを拾っていける項目がありますので、それで集計をとって、統計的な結果が出ます。

○内田委員

国勢調査でわかるということですね。

○労働政策課長

はい。

○内田委員

今度は平成27年のやつでまた国勢調査が出るから。

○労働政策課長

はい。来年の春には出るかなと思います。

○内田委員

それで、平成17年と平成22年に何らかの策をしたのかどうかよくわからないんですけども、500人減っている。これ、どういった原因が考えられるんですか。

○労働政策課長

これは全国的なレベルでの指標なので、さいたま市でどうこうというのがなかなか言えないんですけども、それなりにニートが問題になってきている段階で、いろいろな部分で、一つ一つの今私どもが岸の方で説明したり、こころの健康センターで説明したことに近いことというのは、徐々に取り組んでいっているという部分もございます。

なので、画期的にこれで減ったというのがなかなかわかりにくいところでもありますけれども、やはり社会一般的にもこれはまずいというのが出てきた段階で、各自治体、またNPOさん、それぞれの立場で対策をとった結果の一つだとは考えております。

○内田委員

ありがとうございました。もう一つだけすみません。

やはり同じように、ひきこもりが今、さいたま市内に8,000人ですか。これは10代とかというのは学校からの報告があればわかるかもしれないけれども、20代、30代のひきこもりというのは、どうやって確認されるんですか。

○こころの健康センター所長

これは国のやっている調査のさいたま市の人口比がございまして、独自の調査を行っているわけではございません。ただ、義務教育に関しましては、不登校の数が出てまいり

ますので、それは加えておりますが、さいたま市が独自に調査を行っての数字ではございません。

○藤枝委員

各地区に民生委員がいますよね。民生委員の方から上がってくるということはあるんじゃないかなと思うんです。その点はいかがですか。

○こころの健康センター所長

そうですね。民生委員の方が関連しての相談が来る場合はございます。地域から心配だという御連絡をいただく場合は確かにございます。

○藤枝委員

一番地域のわかる民生委員が携わっていますのでね。そういう部分が大きいかなと思うんですけれども。例えば、ひきこもりで更生できたのは、短い人でどのくらいの期間ですか。それから長い方はどのくらいの期間がかかっているんですか。御存じの範囲で。

○こころの健康センター所長

年単位で支援はかかると私たちは考えております。特に統計は難しく、ひきこもりは基本的に6カ月社会活動をしていないというのが一つの基準として国が設けてはございます。ただ、6カ月以前にずっとひきこもって、またすぐに社会に戻った方もいらっしゃるかもしれないし、それからずっと家にこもったままという方もいらっしゃる、なかなかその辺の統計は難しいところかなと思います。

○藤枝委員

大体、では基準としては6カ月を目安にして。

○こころの健康センター所長

ひきこもりの定義というのは、そういうことです。

○鶴沢委員

さいたま市は子どもが多いので、小・中学校で10万人いるんですよ。それで去年登校できるようになった生徒が17人ぐらいですね。そんなレベルです。

○源委員長

ほかにいかがですか。坂根さんどうぞ。

○坂根委員

二十歳以上の人は、国民年金を払うという義務があると思うんですけれども、ひきこもりとか就労していない人は払わないんですか。

○労働政策課長

簡単に言うと、払っていらっしゃらない。

○坂根委員

親が代わって払っているというのは。

○労働政策課長

払っている親御さんもいらっしゃるとは思いますけれども、その辺は何とも。一般的に国民年金を払っていない人の対策の一つと一緒に、例えば大学生等の方も親御さんがまだ払っていらっしゃる方も多いと思いますので、そういう意味で、財政的、経済的な基盤がある親御さんでしたら、もしかしたら払っていただいているかもしれませんがその辺はわからない部分が多いです。

○坂根委員

それがまた何十年もたって、ほかの人たちに全部かかってくるということなんですかね。

○労働政策課長

現実にその人はもらえないということに、逆になります。

○青少年育成課長

生活保護になるとか、そういう形では跳ね返ってきますよね。

○労働政策課長

本人が年金をもらえないとか。

○坂根委員

年金をもらえないではなく、生活保護になってしまうということですか。

○青少年育成課長

年金がもらえないとお金がないんですから、生活保護になります。

○鶴沢委員

年金より生活保護の方が高い。

○源委員長

先ほどおっしゃっていた、行政側からしたら生活保護を未然に防ぐ。

○坂根委員

世間ではそのことについてはあまり言われていないような気がします。

○藤枝委員

でも最近、結構声上がってますよ。生活保護の場合は、大体月13万円ちょっともらえま

すね。それで医療費が無料なんですよ。ところが、国民年金でもらっても5、6万円というところですよ。それなら国民年金なんかかけないで、生活保護を受給した方がいいと、巷の声は出てきていますね。

○坂根委員

年配の方の話は聞くんですが、ひこきもりを続けたら将来どうなってしまうのかという話はあまり聞きませんね。

○労働政策課長

それは何とも言えないです。

○鶴沢委員

ケース・バイ・ケースですね。生活が成り立たなければ保護を受けるし。親の扶養だったら。

○青少年育成課長

親に財産がなければ、やはり生活保護しかないと思います。

○鶴沢委員

それが世襲を生むということで、役所の方は今止めたいと。

○源委員長

ほかにいかがですか。事実関係の確認。岡田さん。

○岡田委員

事実関係というか、リレートサポーター養成研修というものの、ここに対象者が書いてあるんですけども、10名、どんな方たちがサポーター研修を受けているのか。どういう人たちかというイメージがわからない。若い方ですか。

○こころの健康センター所長

既にどういう方が来ているかということですか。どういう方を希望したいということですか。

○労働政策課長

サポーターになれるかという。

○岡田委員

どういう方に声をかけてどういう方が来ているか。10人のうち6人、どんな人が。

○こころの健康センター所長

今まで来られたかということですか。

○岡田委員

はい。

○こころの健康センター所長

ひきこもり協議会の中には、親の会の方ですとか、先ほどの支援機関の方ですとか、学校にも、大学にも声をかけさせていただいて、一応契約ということがありますので、20歳以上という枠を一つ設けております。

そういうことで親の年代の方もいらっしゃいますし、支援機関の方ですと、例えば30代でその支援機関で働きつつリレートサポーターになりたいという方もいらっしゃいます。

それから、大学生、あるいは大学院生で社会福祉ですとか心理を学んでいらっしゃる方で、やはりひきこもりの支援に関心のある方という方が結構いらっしゃっているというような現状でございます。

○藤枝委員

例えば、受講して、こういうものに向かないという方も出てくる可能性はありますよね。

○こころの健康センター所長

はい。ございます。

○藤枝委員

そうすると、この間、事件があったみたいに、若者が施設で何人も刺したという事件に繋がってきますよね。実際にそれに携わっていて、ああいうふうな事件が起きていますもんね。だからこの場合、精神面とかいろんな部分というのは、どういうふうに。

○こころの健康センター所長

まず一つは、誰でもできるということではなくて、基本的にその協議会の方の推薦という、ひきこもりについて活動をしていらっしゃる団体の方に、この方がふさわしいだろうという方を推薦していただいているというのがございます。

それから、2日間来ていただいている中で、私たちもいろいろグループで話したり、受講した後に面接したりしています。實際上、申し上げるのもなんですが、一人お断りをしている例もございます。

○源委員長

ありがとうございます。ほかにいかがですか、江渕さん。

○江渕委員

若年の無業者が数多くいる中、施設を利用して実際に就職に結びついた方は一握りだと

思うんですけれども、その方たちは自分から、親御さんを含めて、そういう施設を利用して社会に自立できるという形なんではないでしょうか。自分から行くという気持ちがあれば、そもそもこういう施設は利用しなくても、社会的に自立できると思うんですけれども、どういうきっかけがあったのか。

○青少年育成課長

ここ何年か、マスコミ等で報道される機会がありまして、親御さんが相談に来るケースが多いようです。ひきこもりですと、そこまで足を運ぶのも難しい、また会話も難しいということが多いようですので、私どもの施設へとなると、やっぱり関係者の方が多いようです。

○中村委員

どちら様にお伺いするかわからないし、一般的な質問になって申しわけないんですけれども、恥ずかしながら、行政がこういう活動をしているのを知らなかったものですから。先ほどお話の中に、ほかにもNPO法人ですとか、いろいろな登場人物が事業をやっているという、その連携が大事だというお話があったやにお聞きしましたけれども、市役所が行政としてやることの意味というか、どこら辺に強みがあって、どこら辺に弱みがあって、いわゆる行政サービスとしてやることの意味がどういうところにあるのかについて、すみません、非常に雑駁な質問で恐縮なんです。

○労働政策課長

例えば、行政の私どもの地域若者サポートステーションというのは、先ほど申し上げたように、厚生労働省が一つ管轄しているものを一緒にやっているという部分がございます。

なので、国が大きな方針を決めて、その中で対策をとっていくきっかけかもしれないんですけれども、ただ、いろいろ細かいところのサポートになりますと、先ほど岸の言ったとおり、NPOの方とか、もともと活躍していた人たちが入ってきた方が、よりきめ細やかで、対象者のニーズに比較的合うようなことができるので、そこを行政の立場での部分、もしかしたらNPOの方々にもいろいろな部分はお金とかを支援してやっていただくといいと思います。行政だけ、全てのことは絶対できませんので、行政でできない部分をNPOの方々と一緒になって、より良い方向に持っていくというのが、どちらかという、今一般的な、いろいろな分野の取り組み方。

小さな政府という意味ではないんですけれども、何でもかんでもやったら限りないお金と何とやらがかかるので、そうではなく、またノウハウも行政というのは、ある意味頭で

っかちというか、堅い部分しか考えられない、発想がちょっとという部分もなきにしもあらずなので、そういうところももとの取り組んでいらっしゃる方々と一緒にやった方がいいと。そういうウィンウィンができるような形で一つの方向に持っていけるというのではないかなというふうに思います。

○源委員長

それはどうですか、岸さんの方では。

○青少年育成課長

そうですね。私はいわゆる事務屋さんです。支援をするような資格があればいろいろ対応はできるんですけども、そういったものはありません。今お願いしているNPO法人さんについては、若者についての造詣が深いというんでしょうか、よく知っている方です。今、たまたまうちの事業者と、地域若者サポートステーションの事業者が一緒に、うちの方を卒業すると、こっちへ流れてくるという、そういうような連携を。

○労働政策課長

それはたまたまです。

○青少年育成課長

それと、もう一つは、先ほど生活保護という話がありましたけれども、生活保護世帯ですと学習とかそういったところを満足にできない家庭もありますので、学習支援を行っているところがあります。その事業所も今うちと同じ事業者ですので、うまく繋がっていくような形で、環境の悪い子はそういった部分を手当てしながら、連携をとりながら行っている状況です。

○源委員長

岡崎さんのところは、例えば社協とか、作業所とか、そういうところ。

○こころの健康センター所長

そうですね。そういうところもございます。一番ポイントになるのは、医療との関係かなど。自立が目標ということは全くそのとおりなんですけど、中にはやはり、病気とか障害で一般的な就労ができない方もいらっしゃいますし、その方が適切な治療なり、支援なりを受けることを見分けるというのも非常に重要な大事な役割かというふうに、私どもメンタルヘルスが基本ですので、その辺がございます。

あと、先ほどの行政としての課題といい点、悪い点ということで、従来から整理してなくて、思いついた点を幾つか申し上げますが、1つはお金の問題がありまして、私ども

の相談は無料でやっております。お金がかからない相談という面は一つ大きい、行政がやっている面では大きいかなというふうに思います。

それともう一つは、広報に関してなんですが、先ほどよく存じ上げないというようなお話をいただきまして、確かにひきこもりの相談センター、私ども立ち上げたときに、新聞ですとかテレビにも出まして、そのとき大分連絡はいただきました。ただ、なかなかそういう大きな広報はやりづらいというか、例えば市報に講演会を載せるとか、これは新聞などにも投げ込みで載せていただいていることもあるんですが、あとはもうチラシですとか、ホームページでやっているんですが、なかなか広報で大きくやることができない。

例えば皆さん、ひきこもりというようなことをネットで検索すると、その後からひきこもりのいろんな施設が出てきます。そこはいいところもあるかもしれないし、余りよくない、お金をすごく取るとか、問題あるところも出て来るといふようなところもありまして、私どもは、中立的といいますか、正しいところを御案内できるという、経済的な面も含めて、いい点かなと思っております。ただ、広報の限界があると。

あと、私どもこころの健康センターを精神保健福祉センターという、行政的な位置づけになっておりまして、保健師、臨床心理士、精神保健士という専門家がおりますので、そういうところを生かしながら、先ほどメンタルヘルスを中心にサポートできるという面がございます。

あと、これは行政として大きな限界ですが、土曜日、日曜日ですとか、夜間ですとか、そのあたりの活動ができない。これは当然の今の状況であります。ただ、リレートサポーターの研修などは、あえて土日にさせていただいて、なるべく参加ができるようにという努力はしております。

○源委員長

岸さんと保健福祉局さんとの関係はあるんですか。今、直面している課題があったら教えてください。

○青少年育成課長

私どものところは、言ってみれば事業なんですけれども、館を構えてやっております、利用者が大分増えてきている状況です。

今、159人登録ということですが、数年前までは1日の利用者は10人とか20人ぐらいだったんですが、最近40人規模になっております。どういうことが起こるかという、ちょうどこの会議の前に、このメンバーが一緒であったんですけれども、その課題の中で

出てきたのは、私どもの施設の利用をする子も程度があります。人と話せない、会えないというような子から、ある程度の次のステップに上がれるような子がいます。そういった子が一緒に入るのはなかなか難しい。やはり人と接することができない子がまず第一段階で来ますので、その子の居場所を確保する。その限られたスペースの中でそれを確保するのが今難しい。

○源委員長

それは利用者が増え過ぎて。

○青少年育成課長

具体的な定数というのはありませんけれども、立ち上がった当時の利用者とは比べると何倍という形になっていますので、初めてこのルームを利用し出した子の居場所、物理的なスペースがそもそも確保できない状況です。

○労働政策課主査

地域若者サポートステーションの課題といたしましては、今、サポステ自体は市内の方じゃなくても使える施設になっていますね。

それで、現在256人登録はしているんですけども、さいたま市の市民の割合は52%ぐらいなので、もうちょっと市内の方に利用していただけるように周知することも必要なのかなと。

○労働政策課長

皆さんどこにあるか御存じですか。ソニックシティのすり鉢状の階段のすり鉢の底にあるような感じなんですけれども、駅から近いので、利便性はいいんですけれども、場所的に見つけにくい。階段みたくなっているところ、あそこの駅寄りの方のすり鉢側の方というか、ショールームがあったところです。ちょっと目立ちにくいところに。

○藤枝委員

私たち、たまたまこういう会議に属しているからわかるのであって、地域でも知ってる方というのは少ないと思います。

○労働政策課主査

もうちょっとPRに力を入れて。

○藤枝委員

いろんなポスターが来るんですよ。政令市になって10区になりましたでしょう。岩槻区からののが結構いっぱい来るんです。ところがね、浦和地区の方はね、岩槻で何々のって

うポスターをいただいても、ほとんど行かないわけですよ。ですから、うちの地区なんかは、ポスターを貼ってもらっている方に、あなたの考えで貼らなくてもいいですよというくらい。肝心のこういうものはほとんどないですね。

○源委員長

今日は質問に十分時間を取った中で、幾つか課題なども皆さんから出していただきました。ここで皆さんに課題や解決策を書いていただきますが、その前に、今まで出たものを長野先生からお伝えしていただきます。

○長野委員長職務代理者

何のためにやるのですかという議論と、そもそも行政機関として、行政のメニューとしてやっていることの強みはなんですかという議論、それから具体のプログラム、メニューを運営していく上での課題は何でしょうかという、大きく3つぐらいのことが、そもそもランダムにこのメニューが存在しているのかということと、行政機関としてそれを行うことの意味は何なのかということ、それから個別具体の運営状態が問題なのかという、この3つぐらいのカテゴリーがあったのではないかとこのように思っております。

将来的自立、社会的な参加、これは最終的には個人の豊かな人生なわけですけれども、行政機関としてやるべきではないか、それとは、将来の公的支出を削減、節減させるためだというのが大きなアウトカムだというふうに提起させたところでございました。

お一人お一人の豊かな人生の裏返しは、実はお一人ずつがちゃんと納税者となりえるかということなんですけれども、これが将来的な公的支出を節減するんだということでしょうか。

そもそもこれは行政機関のメニューとして行っているわけですが、その意味は何なのだろうかという議論がございました。行政マンは事務屋ですという話がありまして、事務屋なので、ノウハウを持っている人と手を組まないといけないので、逆に言うと事務屋として制度を作り、メニューを作るけれども、やる場所は民間と手を組むんだということとは、そういうふうにやるしかないんだという話がございました。

現状はということで、複数の部局が同一業者に今委託中ということなので、行政から民間へ委託事業者を含むんですけれども、事実上、1個のところは持っていますというのが、御説明があるというところがございました。

さて、行政機関がやっているということで、そこにはいろんな強みがありますということがございました。例えば、公的資金を使っているんで、相談料を取る必要がないという

ことですから、無料相談できますということもあれば、機関と機関の間を繋ぐことができますので、医療の領域ごとに繋ぐこともできますし、それから行政機関としての専門職の方を保有してる場合があるので、その方には資源を使いますということでもございました。

もう一つは、ちょっと飛んでしまうんですけども、行政機関として情報のスクリーニングをしているので、これはあくまでも行政機関としてという言葉が頭に付くんですけども、中立的な選別とか対応ができるところが我々の強みではないか、そこをもって利用者の方への対応ができるんじゃないかというのが、第3のカテゴリーの中で出たことでした。

あとは、具体の運営上、何が問題ですかということについては、いろいろ今悩んでいますという点が出ました。メニューを作るときの想定以上に、利用者の方が増えてきてしまっているので、物理的に相談、居場所が足りないという話があったり、認知してもらうための広報力がないところが上がってきたことでもございます。

それから、さまざまな意味での雇用契約上の制度制約がかかりますので、土日夜間の活動ができないというような、制度上の枠組みにはまっている、個別具体の運営上の問題というところだと思います。以上です。

○源委員長

はい、ありがとうございます。ということで、ほかにも書かれている課題がありますので、これからは皆さんの方から、どんなところが問題で、こういうふうな解決策が考えられるんじゃないかというのを、お手元のポストイットに書いていただきたいと思います。

ピンクを皆様が考える問題。それから、ブルーを解決策ということで、10分ぐらいのお時間で書いていただければと思います。

○青少年育成課長

よろしいでしょうか。先ほど、最終目標というか、市の財政支出を減らすみたいな話があったんですけども、我々それぞれ部局が違います。労働部門だとそうかしれませんが、私どものところは子どもの課です。青少年育成課というところですので、財政支出を減らすのではなくて、子どもたちの幸せを願う課であります。

こころの健康センターであれば、市民の健康を目標とするところなので、最終目標をそれ一本にするのはどうでしょうか。

○源委員長

おっしゃることはわかります。このアウトカムというのは複数あると思うんですね。

対象が若者とか子ども、まずはその人たちのいい変化を目標にすべきですよ。それを今、岸さんが言われたような、ここで自立と簡単に言いましたけれども、幸せだということも含めて。ただ、それと同時に財政支出というのも当然、効果というか。

○青少年育成課長

それが一番の業務のような感じになってしまうと困るので。

○源委員長

並列みたいな形でよろしいですか。では、皆さん書き出していただけますか。

○鶴沢委員

この心療内科にかかっている心の病気の人と、ただの甘えの人、完全に分けて考えた方がいいのか、その辺を教えてください。心のサポートが必要な人がひきこもりとか、外に出られないなという感覚が強いんです。

○労働政策課長

こういうふうには段階があるので、この段階ごとに達成度は違ってくる。最終的にはうちはもっと上に行くんですけども。

○鶴沢委員

その辺の連携を考えないといけない。

○青少年育成課長

私どものところは、先ほど説明の中では比較的、事業の本質の話としてわかりやすくひきこもり、不登校という表現を使わせていただきましたけれども、実際には、その中には発達障害もあり、障害者の方もいらっしゃいます。ただ、この事業は、あくまでも居場所という定義になっていますから、その病気の方はいいです、それはだめですという区分けはしていません。居場所のない子が来るというのが根底にありますので。ですから、そこは実際混在しています。

○源委員長

そこら辺もまた、この後の議論で出てくると思います。それでは、問題、解決策ということを書いていただきたいと思います。

○源委員長

そろそろよろしいでしょうか。こういう取組をやってみたい、あるいはこうした方がいいんじゃないかというものがございましたら、御意見をいただければと思います。

今日は若者の全体の問題を考えるとということで、私ども自身が中身を理解するのに大変時間のかかるものであると思いますけれども、理解しないと考えることもできません。

まず、問題点というところで、全体のことをおっしゃっているんだと思うんですけども、実態の把握しづらさというのがあります。これについて御意見、岡田さん。

○岡田委員

多分把握する術がないんだろうと思うんですね。国勢調査とかで。

○労働政策課長

それもあくまでも目安で、実態的な数字ではないので。

○岡田委員

把握しづらいだろうなど。学校の不登校という場合は、籍があるけれども、籍がないわけですね。籍がないものをどうやって把握するのかなと思うんですが。ただ、もう一方で、例えば、高齢のお母さんが亡くなって息子さん一人でひきこもっているんだけど、どうしようと御近所では心配しているわけです、民生委員さんとか。でも、なかなかアプローチする場がないのかなというふうに。

○労働政策課長

例えば保健センターに御相談いただいたり、直接こころの健康センターでも、区役所の中で支援課でもいいんだけど、御相談の始めの一步となれる部分がある。ただ、どこに相談していいかわかりにならない方が多いと思うので、そのときは身近な区役所に向いていただいて、こういう場合どうしたらいいんだろうと民生委員さんや自治会長さん、誰でもいいんですけども、声をかけていただければ、関係機関に繋がられる手立てがあります。

○源委員長

例えば、この実態の把握しづらさというのを、実態を把握しないと、本当に効果が上がっているのか把握しづらさにも繋がっていくと思うんですが、そこら辺はどういう工夫をされているのか聞かせていただけますか。

指標が、例えばサポーター何人研修とかという指標になってしまっている。評価の基準が利用者数とか。それでも実態はやっぱりわからないというのは、私たちみんな共有していると思うんです。段階が違ったり、いろんなタイプの方がおられる中で、こういう効果が上がっているんだということを把握するのに、どんなことをされているのか。

○こころの健康センター所長

これはリレートサポーターではなくて、私どもこころの健康センターの職員も訪問等、いろいろ活動しておりまして、ある時点で非常に数は少ないんですが、訪問によってよい変化が見られた人が15人、変化がなかった人が3人、悪い変化があった人が7人というような統計は出ております。

ですから、訪問に行って、半数以上はいい結果になっていると。ただ、訪問が悪い結果を及ぼしたのか、自然と悪い結果しか出なかったのかわかりませんが、やはりうまくいかない例も確かにあります。

○労働政策課主査

アンケートをとっているんですけども。

○源委員長

利用された方に。

○労働政策課主査

そうですね。

○労働政策課長

どういう気持ちなり、よくなっていったかという。

○源委員長

やる気になったとか。

○労働政策課主査

そういうのは把握してます。

○源委員長

若者自立支援ルームはどうですか。

○青少年育成課長

卒業してどうなったというデータはとっておりますけれども、もともと繊細な子たちなので、卒業してもすぐ戻ってきってしまうケースがあります。一時的に卒業することはありますけれども、また戻ってきってしまったら、それは卒業とは言えません。完全に社会に出られる方というのは、わずかだと思えます。

○こころの健康センター所長

こういう例がよくあります。御家族の方たちは、早く御本人に仕事についてもらいたい、外に出てもらいたいということで、かなりきついことを言うわけですね。「何やってんの」「仕事早くしなさい」と。これはかえって悪い結果にいきがちです。

何にも働きかけをしないということでもよくないんですけれども、仕事を無理強いするとか、強行的なやり方はかえって逆効果ですよという言い方を基本的にはしておりまして、ただそのときによい働きかけ、幾つかのやり方があるんですが、例えば、私はこう思っているよという家族の気持ちを穏やかに伝える。心配しているよとか、大丈夫とか、そう言うときも、短くとか、なるだけ肯定的に具体的にというような。そういう働きかけの内容を御家族の方に教えるというやり方をとってしまして、御家族が御本人へのかかわり方を知ることによって、安心感が随分得られたと。中にはそういうことで、御本人も少し前向きな気持ちになったというような方もいらっしゃるので、そのあたりの持っていき方も大きなところかと思えます。

○源委員長

だから、実態と言っても御本人だけじゃないですね。それは幾つか出ていますので、家族の問題については後で。

次に、ひきこもり、ニートの中身の分類により行政の対応が変化せざるを得ないという、今話している対応の難しさということですかね。

○内田委員

そうですね。これは難しいんですね。大きな目標というのはもちろん自立だとか、財政のことだとか、わかりますけれども、それに持っていくために、単純にニートを減らそう、ひきこもり減らそうというのが根底にあるのかなと思ったんですね。それが目標の数字になるのかと思ったんですけれども、そういう実態の把握はしづらいでしょうね。

○源委員長

ここと関係しますよね。

○内田委員

そうですね。だから、このやり方が非常に難しい。ニートもいろんなニートがいるでしょうし、ひきこもりもいろんなひきこもりがあると。それぞれのケース・バイ・ケースで対応していかなきゃならないので、その解決策は出てこないですね。

○源委員長

次いきますね。施設や事業内容の市民への周知が十分ではないと感じていらっしゃる。

○労働政策課長

私たちはいろんなことをやっているつもりですが、ほとんど知っていただけないというか、知れ渡っていないというか、行政のやっていることの全てのことなんですけれども。

○鶴沢委員

最終過程からの連携というのがあるんですか。例えば、大学を卒業してニートになって、それから再就職をするため、自分の希望で来るのか。

○労働政策課主査

基本的には自分の希望です。あとは、保護者の方が関心が強いので、保護者セミナーをやりますよという形で市報に載せます。

○鶴沢委員

例えば、小・中・高校に行くときには、義務教育課程から外れるときに、連携があるから、何人ひきこもりが卒業したよという数字が出てくるわけです。それがそのままスライドして、高校1年に行くわけです。小・中のひきこもりの、もしくは不登校の子、その人数は例えば今年の卒業生が512人なら512人が16歳になっているという数字があるから、追っかけることは追っかけられるんですよ。その16歳から上の数字を追っかけること、その投げ入れた数字がその施設に来ているか、来ていないかということが問題なんです。

○労働政策課長

学校からあとは、皆さん御存じのように、さいたま市は市外から入って来る方が多いんです。なので学校を離れた段階で、どうやってそれを把握するかというのは、とても大変なことなんです。まず無理に近いです。

○源委員長

この市民への周知というのは、支援を必要としている方たちという意味ですか。今のに関連して、こちらはひきこもり相談センターですけれども、認知度を上げるための広報という話は。

○こころの健康センター所長補佐

今年度からツイッターに月1回出しております。

○源委員長

あと、地域のネットワーク。そこら辺は十分ではないと。

○労働政策課長

どこまでが十分かという部分があるんですよ。

○長野委員長職務代理者

NPOとかはどうやって宣伝しているんですか。

○労働政策課主査

フェイスブックとかツイッターとかも利用しています。あと直接そういう施設に行って、自分の施設の紹介をしています。こういう経験ができますよという。

○こころの健康センター所長

どんどん宣伝が出ているところがありますよ。

○源委員長

では、そういうところはより使っていったらどうでしょうということですね。認知度に関して、ひきこもり相談センターも認知度が低いということとか、潜在的なひきこもりの方に情報、こういう相談窓口があるという情報が届いていないのではないかというふうな課題も感じておられるということで、それに対して、先ほどの工夫ですね。SNSとか地域のネットワークというものが出ております。

それから、次に、リレートサポーターの量的、質的確保、これは足りないということ。

○こころの健康センター所長

目標よりちょっと下回ったということ。

○源委員長

これに対しては、何か呼びかけの工夫というのは。

○こころの健康センター所長

今は。

○源委員長

市民の皆さんから、もっとこういうふうにしてくれたらいいのにみたいなことはありますか。こういうリレートサポートの募集とか。

○こころの健康センター所長

それはあんまり広くかけると、先ほどのような外部の方が来て、偏ってしまうという、その辺とのバランスが難しい。

○源委員長

バランスですね。それから、こちらもひきこもりに関して。親がひきこもりの子どもたちにどう接してよいかわからないとか、親の意識とか接し方ですかね。通所できる子どもが将来自立する見込みがある、こちらは通所ですから、居場所とか、そういうことですね。親の意識が低く、置いてきぼりの支援はどうしたらいいのか。通所できない、そういう子どもたちに対する支援はどうしたらよいのかというふうな話が出ています。何か御意見あるでしょうか。

○江渕委員

親の意識がなかったり、生活保護を受けていて、考えがそこまで達してなかったりすると、生活がそういう状態なので、繰り返すんじゃないかという、輪廻するというんですか。だから、早い段階でケースワーカーのアドバイスで、すくい上げられたらいいんじゃないかなとか、そんなことを思って。生活保護を受けている方ばかりではないので、どうやったら救えるかというのが悩ましいところじゃないかなと思います。

○源委員長

これについては、問題点だけですね。

○江渕委員

支援を必要とする方を全て救えるという解決策はないんじゃないかと。

○こころの健康センター所長

生活保護になった方に関しても、福祉事務所の方では自立支援とか、そういう働きかけはしております、私どもの方にもそういう形で相談が来る場合がございます。

○江渕委員

生活保護を受けてない方で、誰とも接していないという方は、こういうサポートステーションがあるのも知らないとか。

○源委員長

先ほどの認知ですね。

○労働政策課長

その場合、例えば先ほど民生委員さんの方にこういう施設というか、こういうところがあるんだよというのを、御理解いただければ、何かの際に広報していただいて、遊びに行くというか、そういうのを見に行っても。例えば若者自立支援ルームなどは毎月のようにいろんな行事をやっているんで、そういうのを見に、自分で参加じゃないけれども、そういう形で繋げていって行くのも一つかなと思います。

○源委員長

皆さんの方から民生委員さんとの繋がりというのはあるんですか。

○労働政策課長

例えば、保健センターなり、そういう民生委員さんの協議会の中で、こういうのを取り上げるというか、取組をやっていますよというものはPRをさせていただいてます。

○藤枝委員

地域差というのはありますね。

○労働政策課長

民生委員さんとの連携強化のときに、区の民協にお伺いして、事業説明をさせていただこうかと、今年度計画しております。

○鶴沢委員

今年4年に1回の改選時期じゃないですか。多分8月21日に改選時期で、各自治会の方に推薦が出ていると思うんだけど。

○藤枝委員

任期3年です。11月がちょうどその時期です。

○鶴沢委員

この地区定員満たないという、定員割れという。

○藤枝委員

今、割れています。

○鶴沢委員

一人の担当が300人から400人という中で、さらに民生委員にお任せすると、実際に行動できずに結果が上がって来ないと思うんですよね。

○藤枝委員

昨日社会福祉協議会の委員会があつて、やっぱり民生委員と自治会が一体になって行動と言われてます。民生委員だけではなく、地域と一体になってということですよ。向こう三軒両隣、みんなできていこうということです。

○源委員長

若者だけじゃなくて、高齢者。

○こころの健康センター所長

広報に関して、もちろんどんどん知っていただくことも大事なんですけど、水を差すように申しわけないんですけど、構ってくれるなという人も結構いるんですよ。親が相談に来たらただじゃおかないぞみたいな。俺はこの生活でいいんだから。本当はこれでいいのかという葛藤のある方は多いと思います。

○鶴沢委員

お年寄りにもいるよね。

○こころの健康センター所長

これでいいのかなと迷ってらっしゃる方はいると思うんですが、家族がそれを外に行つて、自身のことを相談するというようなことに関して、非常に抵抗のある方が親と同居している方でもいます。ひとり暮らしで回りが心配しているけれども、本人の方からは働きかけにむしろ反発してくるような方もいらっしゃって、その辺の難しさは皆さんも御存じだと思いますが。

○藤枝委員

プライバシーと言われると、もうそれ以上入り込めないんですね。

○こころの健康センター所長

ええ。特に近隣に迷惑をかけてないような、かけていけばまたそれなりの対応をしなければならぬというのがあるかと思うんですが、ひっそりと、すごく安い生活費でぎりぎりで生活している方も中にはいらっしゃるんですね。そういう方は生活保護を受けた方が、むしろ豊かになると言っても拒否したりして、なかなか難しい。

○源委員長

こちらの方に、解決策、本人へのアプローチ、家族あるいは地域の人向けという、何か事業をやったらどうかという。地域の人っていうのは、どういうことでしょうか。

○岡田委員

親御さんの年金で生活ができて、高齢でひきこもっている息子、娘がいるというパターンがすごく多いんじゃないかなと。周りはそれを知っていて、親が亡くなったときに、どうなっちゃうんだろうと心配しているということがある。ただ、地域の人たちの目というのは、御本人は気にしているからこそ出て来ないというのもあるだろうと思うので、難しいと思うんだけど。家族でそれなりの意識のある方は家族会みたいなものがあるんですかね、そういうところへ行くのかもしれないんですが、近隣の方たちで民生委員さんとか、そういう方以外で気にしている人たちに何か、行政ではこういうようなサービスがあるんだよということをお知らせするような場があってもいいんじゃないかなと思います。

○源委員長

先ほど岡田さんが言ったように、そこのバランスが難しいというお話もありつつ、地域の人たちへの働きかけを考えたらどうだろうかという話です。

それから、親の、ひきこもりの子どもに対する接し方について学んでいただくという、そういう事業をやった方がいいんじゃないかと。

○こころの健康センター所長

年に2回、個別相談とは別にひきこもりの親の会をやっております。

○鶴沢委員

保護者は行き先を教育委員会から聞いています。小学校で保健室登校からそういう診療所に行くことは、100%周知しています。それ以上の方、高校生、成人がどうなるかです。

○こころの健康センター所長

義務教育に関しては、スクールソーシャルワーカーということで、非常に力を入れて活動しています。中学校を卒業してしまうと、さいたま市の教育委員会ではないところに行くので、なかなかそのあたりの連携は難しい。

○源委員長

それから、家族に関しては、家族の協力も必要だけど過保護にしないと書いてましたね。

○金友委員

月並みな言葉ですが、1週間に1回でも2回でもいいから、家族で会話の場を持つということが大切なことじゃないかと思います。反面、最近過保護の問題がクローズアップされていますね。先日、ある本屋さんで話を聞いたんですけど、万引きされたらしいんです。それで警察へ言ったら、警察は学校へ言ったらしいんですね。学校は父兄を呼んで話したそうです。そうしたら、今度はその父兄が本屋に怒鳴り込んで来て、小さい金額で何を言うんだと。

○鶴沢委員

よくあります。コンビニエンスストアに会長と謝りに行ったこと、何回もあります。

○金友委員

そういう現実の世界があるそうです。世の中があるそうです。

○源委員長

金友さんの御指摘は、そういった状況が自立できない子どもに育てるかもしれないということですか。

○金友委員

大小にかかわらず、盗ったということは、非常に良くないことだと思うんですけどね。十分に家族でお話し合いされた方がいいんじゃないでしょうかね。

○源委員長

家族の方の巻き込みというもの、それぞれ先ほどお話がありましたように、工夫されている点だと思います。

では、次にまいります。今度はこちらの問題点、家族とか地域とかいうお話が出ました。次は、特にひきこもりの方のお話ですが、ひきこもりが長期化すると、仕事がしたいと思っても一歩が踏み出せない、あるいはひきこもり本人の長期化、高齢化という課題がある。そしてひきこもりからの脱出まで通常長期化しているという課題の提起がございました。

○こころの健康センター所長補佐

例えばサポートステーションからアウトリーチができないかということがあります。一部されているかもしれないですが。

○源委員長

サポートステーションでのアウトリーチができないかとか。

○こころの健康センター所長補佐

私どもの相談から、もちろんサポートステーションに繋がっている方もいらっしゃるんですが、繋がるまでに非常に時間がかかったり、なかなか一歩が踏み出せないという方が多い。また、自立支援ルームは中間施設ということですが、本当にその間の支援ということでは、アウトリーチを含めた支援が必要なのかなというふうに思いまして、その一部はリレートサポーターや私どもの訪問でも担っているんですが、それらに向けて個別性に応じた支援が必要かなと思います。

○労働政策課長

それは多少やっってはいるんですけども。

○中村委員

私、ずっとお話を伺っていて、御三方いらっしゃいますけれども、3部署の繋がりはいいかなと思っていたんだけど、先ほどこちらの受け渡しという言葉も出てきて、すごいなと思ったんだけど、ひきこもり相談センターの方は、ややおもむきが違うという理解なんでしょうか。

○こころの健康センター所長補佐

日常的に個別支援の中で連携をとってやっていますので、自立支援ルームの方には。

○中村委員

すみません、聞いた人が間違いだったかもしれません。質問悪かったけれども。

○こころの健康センター所長

ただ、私どもで訪問している場合には、部屋から全然出て来なくて、外から働きかけて、それを月1回ずっと繰り返しているような方もいらっしゃるのです。

○鶴沢委員

重度と軽度がね。

○こころの健康センター所長

外に全然出られない、部屋の中から外にもなかなか出ないような方がいらっしゃるのです。

○源委員長

女性と男性、どっちが多いですか。

○こころの健康センター所長

男性の方が多いです。

○源委員長

長期化に関しましては、家族へのサポート、高齢部門との連携、ファイナンシャルプラン、生活保護。

○こころの健康センター所長

家族のサポートで、例えば今ヘルパーさんがいろいろ入っていて、ひきこもりの子どもさんがいらっしゃるということでの連携で御連絡があったり、それからお母さん、お父さんが具合が悪くなったときにどうするかという課題もあります。それから、中にはその後を経済的にどうするかというようなこと、ひきこもりに関してそういう相談ができるようなファイナンシャルプランで考えてくださるところもございます。

最終的にはやはり生活保護とかお願いしていかなければならない方もいらっしゃるということです。その辺を見きわめながら、長期化の方にはサポートをしていくということです。

○源委員長

これは今もうやられている。

○こころの健康センター所長

既に今やっておりますが。

○源委員長

十分ではない。

○こころの健康センター所長

まだまだです。

○源委員長

先ほどのサポートステーション、アウトリーチとの関係するんですかね、サポートステーションなどの枠を越えて、地域のボランティア等の活動を提供したらどうか。

○こころの健康センター所長補佐

これは先ほどと同じような話なんですけど、その間の支援が必要ではないかと思います。

○鶴沢委員

一番問題なのは個人情報なんだよね。そこが大変なんです。自治会と社協の連携とか、民生委員の。

○源委員長

ここら辺の支援は問題として挙げている就労経験、社会経験が不足している、就労に自信が持てない人への支援が課題になっているというのに関係しているということで、枠を超えた、地域のボランティア活動等の提供という話がございます。そういうことでよろしいでしょうか。

続きまして、解決策で関係施設との連携というのがありますね。これは具体的にはどんな感じですか。

○労働政策課主査

関係機関から支援者を御紹介いただくということは、結構あるんですけども、よりもっと連携を密にしていれば、うまく繋がることもあるでしょうし、あと事業の内容も周知していただける、担当ごとに御理解いただければ、適切にこちらに導いていただくことができるのかなと思います。

○源委員長

関係機関というのは、具体的には。

○労働政策課主査

さいたま市の例えばほかの。

○労働政策課長

横の繋がりももっとよくする。

○労働政策課主査

ほかのルームだったり、こころの健康センターだったり。

○源委員長

じゃ、ここと関係しますね。下のところ。

○労働政策課主査

そうですね。それぞれの関係。

○源委員長

連携を強化するということですね。

○労働施策課長

あとは、各区役所の方がより身近なので、そういうところから公共機関ではないんですけども、実際やっている機関をもうちょっと伝わるよう、密に。もちろん来るんですけども。

○青少年育成課長

流行ということはないんですけども、〇〇ネットワークとか、そういったものは行政でもあります。

今回の市民評価委員会では、労働政策課長、こころの健康センター所長、私と3人一緒になりましたけれども、それぞれの所管でネットワーク会議を持ってしまして、顔を合わせるケースが非常に多いです。

それ以外にも外の機関、例えば県であったり、県警であったり、ハローワークであったりとか、そういった方々も交えて市役所の枠を越えた行政機関のネットワークなどをお願いしまして、今日も3時から、私の所管で外部の方を交えたネットワーク会議をやっていたんです。そのときもこの3人が一緒でした。

そういった会議で外部の方々と顔合わせはできていますが、具体的に市以外の機関を紹介できるかということ、まだそこまでは難しいのかなというのは感じております。

○源委員長

それはなぜですか。

○青少年育成課長

いつもやっているわけではなく、今の段階では年に数回ですので、毎回初めましてみたいな形で、どうもそんな感じがありますね。

○源委員長

もったいないですね。

○青少年育成課長

市役所の中であればそんなこと言ってられませんが、外の機関の人ですと、そういう傾向があります。

○源委員長

そこら辺の工夫はもっとできるんじゃないかという考えですか。

○青少年育成課長

ネットワークを組みなさいと言われながら、組んでいるだけであって、なかなか実がとれないという弱さがあります。

○源委員長

ネットワークを作ることが目的ではありませんものね。

○青少年育成課長

そうですね。活用するのが仕事なんですけれども、今のところ、ネットワークを組むところで終わっている感じがあります。

○源委員長

問題に書いていいですか。

○労働政策課長

ネットワークの部分は、私どもの目標もそうなんですけれども、ハローワークなり何なり、緊密なところはそれなりに見えてとれるんですけれども、こっちが連携すればいいのにというところが薄い。

○青少年育成課長

メンバーには入っているけれど係わりがないというパターンがあります。あと、ネットワーク会議の運営にまだ我々が慣れていないというか、そういう感じがある気がします。

○源委員長

ネットワークはあるけれども、それを十分に生かしきれていない。

○青少年育成課長

活用のさせ方とか、本当にネットワークが機能するようなネットワークの運営の仕方にまだ我々の方が慣れていない。

○中村委員

そのネットワークというのは、ここら辺の課題に対して有効に機能する施策なんですか。

○青少年育成課長

ここに関してはネットワークの一部になっていますので、そこまでは機能していますけれども、これ以外の方が実際には入っているわけですね。

○中村委員

後出しじゃんけんぽくて申しわけないんですけれども、サポートステーションの母数は

大体4,000人、3,776人という説明がありました。その次の支援事業を見ると、19人とか17人とか109人という数字が出てくるんですけども、母数4,000人に対しての十何人とかという事でいいのかと。

ひきこもりの方も母数は8,000人という話があって、対象者数は10人ですという話があった。この比率をどういうふうに見るのかというのは、一見して低いけれども、低くていいんだよという議論も当然あると思うんだけど、そういう割合を高めるということに対して、ネットワークは有効に機能するのか。

○青少年育成課長

そうですね、ネットワークが本当に機能すれば率は上がるはずなんです。

○中村委員

ネットワークという言葉だけで言っているのは、どういうネットワークかわかっていないのだから、そういうところもあるんです。

○青少年育成課長

結局今は、わかり合っているところの中で人が動いている可能性がありますので、そこで出ている成果ですから、繋がりのないところから情報が来れば、成果は上がるはずなんです。実際ネットワークという形がとられていても、本当の意味での交流がないことがありますので、そこから情報が上がってくれば、その数字がおのずと上がるはずだと思うんです。

○こころの健康センター所長

10人というのは、これはリレートサポーターが訪問している数のなので、実際に相談している数はこの何倍もありますし、ネットワークの中でほかの、例えば医療機関が何人ぐらい対応しているとか、そういう数を合わせれば、8,000人にはとてもなりません、それなりの数になると思います。それぞれがうまく機能しているかのチェックといいますか、もう少しこの点はこちらがやりましょうとか、そういうやりとりもできるということで、その意味はあるんじゃないかと思います。

○中村委員

わかりました。ありがとうございました。

○青少年育成課長

ネットワーク自体も、この3者のネットワーク、プラスそれぞれでまた別々のネットワークを単独で持っていますので、ネットワークの広がりというのは相当あると思います。

○源委員長

ネットワークを生かしましょうというものが一つあるんですね。

もちろんだというふうにそれをマネージして、誰がリーダーシップをとってやっていくかとか、いろいろ出てくるとは思いますけれども。

次のカードですが、こちらは、年齢、生活状況、家族、精神疾患等に応じた支援方法の蓄積。いろんな方がいるので、そういった支援方法を蓄積するべきであるということです。これは何かされているということによろしいですか。

○こころの健康センター所長

今年度からひきこもりに更に詳しい精神科の先生などをお呼びして、スーパービジョンといいますか、指導を受けるようなことも始めておりますので、そういう形で少しずつノウハウを蓄積していきたいなと思います。

○源委員長

わかりました。もう一つあります。今のネットワークに関係するんですが、ひきこもり連絡協議会などを通して、教育、就労支援、医療、保健、福祉などの支援を検討する。その繋がり、協議会とのネットワークですかね。これを通して具体的にそういったものを検討していかなければいけないというのは、今まで話し合ったようなことによろしいですか。

ということで、今からまとめに入ります。今回、実は初めて職員の方にカードを書いていただいたんです。大変勉強になりました。

○中村委員

1点いいですか。社会勉強で申しわけないですけど、お話を聞いていて、非常に一生懸命やっという感じがして、いろいろな取組をしているのはよくわかったんですけども、ほかの市の、あるいはほかの自治体の先進的な取組で、さいたま市がこれからやっというかなければならないこととか、やっというかなと思っということは、何かあるんですか。

○源委員長

何かございましたら、一言ずつお願いします。

○中村委員

そういう情報収集はしていらっしゃるんですか。

○労働政策課長

例えば政令市の中で、私どもでしたら労働政策の主管課長会議があっという中で問題点とか、あとはこういうのをとっというものはあるんですけども、例えばうちの若年者の取組の場合でも、もっと画期的なものを発表できるものがあるかという、今あっというかなとい

う話で。なかなか難しい取組なので、その地域に応じた中で、特徴を持った部分を、プラスアルファの部分はやっているんですけども、ここの市はこうですというのは、出てきにくいのかなと多少思います。

○青少年育成課長

私どもの方は、この事業自体が全体的に新しい事業です。同じ政令市でも手さぐり状態で突出しているというのがないのが現状です。通常ですと国の支援があるんですけども、これについては、いわゆる国の補助金もなく、市の単独事業で行っているような状況です。そうした中でやっていく上では、比較的進んでいる方なのかなという感じはしています。

○こころの健康センター所長

私どもの訪問支援も国が打ち出した時期からすると早い方です。ただ、既に横浜市などでやられているということがありましたので、そこからいろいろ学んでいる点はございます。

○藤枝委員

横浜市は随分進んでますものね。

○こころの健康センター所長

そうですね。

○源委員長

それでは、今日の話し合いの総括を長野先生お願いします。

○長野委員長職務代理者

今回は初めて2部構成で議論が行われまして、最初にこちらのボード、それから後半の部分。もう一度、振り返りになりますけれども、前半はそもそも今回議論する内容、メニューとして活動している皆さんの事業と、それを行政の活動施策として展開することの意味というか、強い面は何だろうかということ。それからでは、何が一体問題なんだろうか、何が壁になっているんだろうかということ、第1ラウンドで確認をしました。そしてさらに壁になっているものは何かというところを、さらに細かく議論するのが第2ラウンドということで進んでいったという、そんなような2部構成でございました。

繰り返しますけれども、何のためにやっているのかという議論として、この委員会としてのまとめではなくて、何が出されたのかを確認すると、それはあくまでも対象とする方の豊かな人生を担保するためにやるんだという、個人に光を当てた部分と、それは市役所として、将来その人たちがいわゆる貧困に陥ってしまうことを防ぎ、裏を返せば公的支出

を節減するためにやるんだという大きな目標の議論がありました。

それから、やる強みは何なのかという第1ラウンドでは、制度を作れることは、行政の最大の強みだと。ただし、裏を返すとノウハウは民間が持っているんだということであり、また、公的なことをやる、税金を使うので、無料に対応でき、かつ他の機関とも繋がることのできるのが強みだというようなことが最初にあり、その上で何が問題なんだろうかという第2ラウンドに進んでいったわけでした。

もちろん非常にセンシティブな問題なので、そもそも誰がどういうふうな状態にいるかという特定は難しいですとか、それから、こういったサポートをする人たちを誰でも来てくださいと言えるかということ、決してそんなことではなくて、守秘義務であるとか、いろんな意味でスクリーニングをちゃんとしなきゃいけないので、ただ単に拡大しようと言っても難しいですということが出たりとか、地域で一番密接に支えてくださっている民生委員さんと連携をとるべきじゃないかという話があった一方で、いや、それは民生委員さんの過重労働という形で、過大労働に陥るかもしれないし、民生委員さんに情報が行き渡っていないからということが問題だという御指摘があったんですが、その裏を返すと、これは、実は解釈が難しく、何で知らないんだという怒りなのか、実は勉強する場所がないからなのか、というような対立点があったというふうに思っているんですけども、地域を支えておられている方への情報が行っていないということから発生する問題になってくる。

それから、後半の方にいきますと、お一人お一人のニーズが多様で、なおかつ息が長い取組にならざるを得ないので、長いという話を前提にして、どうメニューを組み立てたらいいんだろうかという、多様で長いという、これでやるにはどうしましょうかというところから出てきた問題が、大体この赤の部分、じゃあどうやって解決しましょうかねということでございました。

もちろんお一人お一人のニーズは多様で、中には拒否する方もいらっしゃるもので、その方へのアプローチは大変難しいということを前提にした上で、その方を取り巻く人たちへのアプローチとして何があるかということになりました。

一つは、御家族の方が負担にならない、かつ、一方で効果的にアプローチする、御家族の方が本人にどうアプローチするかの支援するというのがあります。

それからもう一つ、地域で、その人たちがいることを気にしている人たちという、行政用語じゃないんですけども、気にしている人たちにどうやって気づきを繋げていっても

らえるかというアプローチも大事でしょうというのが、ここに出てきたところだと思います。

真ん中の固まりですけれども、いろんなところと繋がって、その人たちに対する立場、いろんな立場の人が繋がらなければいけませんねということだったはずが、じゃ、誰が繋がるんですか、それは、市立の学校とそれ以外となると、市立の教育委員会と県の教育委員会が繋がらなきゃいけないだったりとか、厚生労働省のハローワークとどう繋がるかとか、市役所以外の関係とどう繋がるかというところはかなりいろいろなところでもありました。もちろん、市内の、市役所の中の市本庁と区というところの問題があるんですけれども、それ以上に、今回の場面では、市役所の越えたところというところことになります。

ただ、これは誰がリーダーシップをとってまとめるのかというのが、実はクエスチョンのままで終わったというふうに理解をしております。

さて今度、個別具体のメニューをどう展開していくかに関しましては、既にいわゆる専門職能を持った方同士の展開は非常に進んでいて、メニューは提供できているけれども、ただそれは量的に足りないんじゃないかという御指摘があったと理解しています。

どこの部分にどういう人が足りないかという議論はこれまではなかったと理解しています。少なくともプロトタイプのようなものは動いているんだから、これを伸ばしていったらいいんじゃないかという意見が出たのですが、その芽を伸ばしていくには、いろんなものが足りないということになりますので、どうやってこれを補充していくかというところで時間が来てしまったかなと、そういうまとめだったかと思います。以上です。

○源委員長

ありがとうございました。やっと事業内容の理解を共有したと思います。今まとめたいただきましたように、行政だけでやる仕事ではないというのは明らかであって、そうなる、もちろん民生委員とか自治会がありますけれども、NPOとか医療機関とか、いろんな地域の組織との協働で生み出すものが、そうじゃないと生み出せないものの方が多い課題だと思うんです。そこら辺を行政としてどういうふうにリーダーシップをとっていくかという中で、ネットワークがまだ生かしきれてないというお話がありましたけれども、そのあたりが一つのキーになるんじゃないかと思います。先ほど指摘がありましたように、もし足りないとすれば、どこのどういうところが足りないのかという議論が今日はできませんでした。

ということで、まだ言い足りないことがあるかもしれませんが、今日はここで評価委

員会を終了したいと思います。担当課の方々、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

○事務局

本日、長時間にわたりまして熱心に御議論いただきましてありがとうございました。

最後に、連絡をさせていただきます。2点ございます。

1点目は、封筒をお配りさせていただいておりますが、これは皆さんの源泉徴収票を作成する際に、マイナンバーの記載が義務づけられておりまして、それぞれ個人番号申告書と番号通知カード等の確認書類の写し、それから免許証等の本人確認書類の写し、これを提出していただきたいということで、書類等を入れております。御不明な点はお問い合わせいただければと存じますので、よろしく申し上げます。

2点目、次回の委員会のお知らせでございます。次回は9月21日水曜日、この場所で6時半からということです。今回、御案内については、ほかの書類と併せて郵送させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第15回市民評価委員会を閉会させていただきます。

本日も長時間にわたりましてまことにありがとうございました。

午後8時40分 閉会